

令和2年版

# 埼玉県労働委員会年報

埼玉県労働委員会

# 目 次

第1章 概 説	1
第1節 権限及び組織	1
1 権限	1
2 組織	1
(1) 委員	2
(2) あっせん員候補者	2
(3) 個別的労使紛争あっせん員候補者	3
(4) 事務局	3
第2節 労働委員会の運営	11
1 労働委員会の会務	11
2 労働委員会の会議	11
3 労働組合の資格審査	11
4 不当労働行為の審査	11
5 地公労法第5条第2項の認定・告示	12
6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）	12
7 事件担当職員の指名等	12
第3節 会 議	13
1 埼玉県労働委員会の会議	13
(1) 総会	13
(2) 公益委員会議	13
(3) 公益委員情報交換会	13
(4) 小委員会	13
2 各種連絡会議	13
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	14
(2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議	14
(3) 全国労働委員会会長連絡会議	14
(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会	14
(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議	14
(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議	14
(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議	15
(8) 14都道府県公益委員会議	15
(9) 14都道府県使用者委員会議	15
第2章 労働組合の資格審査	16
第3章 不当労働行為事件の審査	19
第1節 概 況	19

1	取扱件数の状況	19
2	新規申立ての状況	19
3	終結の状況	24
4	審査の状況	25
5	不服の申立ての状況	27
6	審査の実効確保の措置に係る取扱状況	29
7	審査の期間の目標達成状況	29
	(1) 審査の期間の目標	29
	(2) 目標達成状況	29
8	証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況	30
第2節	不当労働行為事件の概要	31
第4章	行政訴訟事件	39
第5章	地公労法第5条第2項の認定・告示	39
第6章	労働争議の調整	40
	1 取扱いの状況	40
	2 新規申請の状況	40
	3 終結の状況	40
第7章	公益事業労働争議の実情調査	46
第8章	個別的労使紛争に係るあっせん	48
	1 取扱事件数及び終結区分別事件数の状況	48
	2 新規申請の状況	48

各章に掲載した表

[概 説]

第1表	委員名簿	4
第2表	あっせん員候補者名簿	5
第3表	個別的労使紛争あっせん員候補者名簿	8

[労働組合の資格審査]

第4表	資格審査事件取扱件数	17
第5表	資格審査事件一覧	18

[不当労働行為事件の審査]

第6表	申立人別新規申立件数	20
第7表	労組法第7条該当号別新規申立件数	21
第8表	企業規模別新規申立件数	22
第9表	業種別新規申立件数	23
第10表	不当労働行為事件終結状況	24
第11表	平均処理日数	25

第12表	命令・決定事件の平均処理日数内訳	26
第13表	本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況	27
第14表	行政訴訟事件（本件初審→再審査）一覧	28
第15表	審査の実効確保の措置に係る取扱状況一覧	29
第16表	物件提出命令事件一覧	30
第17表	不当労働行為事件一覧	31
	[労働争議の調整]	
第18表	調整事件総括	41
第19表	調整事項別状況	42
第20表	組合員数別調整事件数	43
第21表	組合形態別調整事件数	43
第22表	所要日数別終結調整事件数	43
第23表	調整事件月別申請状況	44
第24表	業種別調整事件数	44
第25表	調整事件概要	45
	[公益事業労働争議の実情調査]	
第26表	実情調査総括表	46
第27表	実情調査概要	47
	[個別的労使紛争に係るあっせん]	
第28表	取扱事件数及び終結区分別事件数一覧	49
第29表	あっせん事項別新規申請事件数一覧	49
第30表	従業員数別新規申請事件数一覧	50
第31表	業種別新規申請事件数一覧	50
第32表	所要日数別新規申請事件数一覧	51
第33表	個別的労使紛争あっせん事件一覧	52

# 第1章 概説

## 第1節 権限及び組織

### 1 権限

労働委員会の権限は、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下「個別紛争法」という。）に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査を行うこと（労組法第5条、第11条）。
- (2) 不当労働行為の審査を行うこと（労組法第7条、第27条、地公労法第4条）。
- (3) 労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労組法第18条）。
- (4) 事務を行うために必要があると認めるときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労組法第22条）。
- (5) 争議行為発生届を受理すること（労調法第9条）。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労調法第10条ないし第35条、地公労法第14条、第15条）。
- (7) 公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労調法第37条）。
- (8) 労調法第37条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労調法第42条、同法施行令第11条）。
- (9) 地方公営企業等の労働組合について、使用者の利益代表者の範囲を認定し、告示すること（地公労法第5条第2項）。
- (10) 地方公営企業等が職を新設、変更又は廃止した通知を受理すること（地公労法第5条第3項）。
- (11) 個別的労使紛争のあっせんを行うこと（個別紛争法第20条、県実施要綱、地方自治法第180条の2、知事の権限に属する事務の一部を埼玉県労働委員会に委任する規則）。

### 2 組織

労働委員会は、労組法、労調法、地公労法が掲げる目的を達成するため、労組法第19条及び同法施行令第16条の規定により各都道府県に置かれ、地方自治法第180条の5

の規定による合議制の執行機関（行政委員会）である。

また、本県では地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて、個別的労使紛争のあっせんを行っている。

その構成は、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）をもって組織され、会長は委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。委員の任期は2年であり再任は妨げられないこととなっている。

また、労調法第10条により労働争議の解決に当たらせるため、労働委員会が学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱している。

労働委員会には、労組法第19条の12第6項の規定において準用する第19条の11第1項の規定により事務を整理するため事務局が設けられている。

事務局の組織は、労組法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、都道府県知事が定めることとされており、また、職員については、労組法第19条の11第1項、同法第19条の12第6項及び同法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が都道府県の職員を事務局長に充てるほか、県の職員のうちから、必要な職員を配置することとなっている。

## （1）委員

当委員会は、使用者委員、労働者委員、公益委員のそれぞれ5名、計15名の委員により構成されているが、使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、また、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、それぞれ知事によって任命されている。令和2年は、第48期委員（平成31年4月24日任命）によって運営された（第1表参照）。

## （2）あっせん員候補者

当委員会において、あっせんを必要とする具体的労働争議が発生したときに対応するため、あらかじめ学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している。なお、あっせん員候補者の範囲について、総会の承認を受け委嘱することとしている（第2表参照）。

### (3) 個別的労使紛争あっせん員候補者

当委員会において、個別的労使紛争のあっせんを必要とする紛争が発生したときに対応するため、総会で決定した者及び学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱している。委嘱、解任は総会の審議により決定している（第3表参照）。

### (4) 事務局

当委員会の事務局の組織、分掌事務は、埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和54年埼玉県規則第22号）により内部組織、所掌事務及び職制に関して必要な事項が定められている。

なお、組織は、平成18年度に調整課及び審査課の2課体制から審査調整課の1課体制となり、事務局長のほか12名の職員が配置されている。

## 第1表 委員名簿

第48期委員（任期：平成31年（令和元年）4月24日～令和3年4月23日）

区分	氏名	現職等	在職期	備考
公益委員	今井 眞弓	弁護士	47～	会長
	青木 孝明	弁護士	48～	会長代理
	清水 邦夫	元埼玉県危機管理防災部長	47～	
	甲原 裕子	弁護士	48～	
	向田 正巳	駒澤大学法学部准教授	48～	
労働者委員	持田 明彦	自治労埼玉県本部中央執行委員長	47～	
	近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	47～	
	畔上 勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長	48～	
	谷内 聡	JAM北関東執行委員長	48～	
	大谷 誠一	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長	48～	
使用者委員	平石 正治	有限会社乾特殊鑄造所代表取締役	47～	
	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会常務理事・事務局長	47～	
	芦葉 武尊	株式会社芦葉建設代表取締役	47～	
	木村 謙一	むさし証券株式会社会長	48～	
	中村 元信	日東商事株式会社取締役社長	48～	

※ 現職等は第48期委員任命時のもの。



第2表 あっせん員候補者名簿

令和2年度におけるあっせん員候補者

氏名	経歴等	備考
今井 眞弓	埼玉県労働委員会委員 弁護士	平成29年度から
清水 邦夫	埼玉県労働委員会委員 元埼玉県危機管理防災部長	平成29年度から
青木 孝明	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
甲原 裕子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
向田 正巳	埼玉県労働委員会委員 駒澤大学法学部准教授	令和元年度から
持田 明彦	埼玉県労働委員会委員 自治労埼玉県本部特別中央執行委員	平成29年度から
近藤 嘉	埼玉県労働委員会委員 日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	平成29年度から
畔上 勝彦	埼玉県労働委員会委員 自治労連埼玉県本部中央執行委員長	令和元年度から
谷内 聡	埼玉県労働委員会委員 JAM北関東執行委員長・JAM埼玉会長	令和元年度から
大谷 誠一	埼玉県労働委員会委員 日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長	令和元年度から
平石 正治	埼玉県労働委員会委員 有限会社乾特殊鑄造所代表取締役	平成29年度から
廣澤 健一	埼玉県労働委員会委員 一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行 理事・専務理事・事務局長	平成29年度から
芦葉 武尊	埼玉県労働委員会委員 株式会社芦葉建設代表取締役	平成29年度から
木村 謙一	埼玉県労働委員会委員 株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長	令和元年度から
中村 元信	埼玉県労働委員会委員 日東商事株式会社取締役社長	令和元年度から
奥山 秀	埼玉県労働委員会事務局長	令和元年度から

氏 名	経 歴 等	備 考
吉田 雄一	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	平成30年度から
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和2年度から
野口 尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	平成30年度から
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和元年度から
萩原 美季	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から

※ 経歴等は令和2年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

令和元年度におけるあっせん員候補者

(令和2年度に引き続く候補者は除く)

氏 名	経 歴 等	備 考
安永 陽子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	平成29年度から
奥野はるか	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	平成29年度から
古庄 桃子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	平成29年度から
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	平成29年度から

※ 経歴等は令和元年度あっせん員候補者委嘱時のもの。

第3表 個別的労使紛争あつせん員候補者名簿

令和2年度における個別的労使紛争あつせん員候補者

氏名	経歴等	備考
今井 眞弓	埼玉県労働委員会委員 弁護士	平成29年度から
清水 邦夫	埼玉県労働委員会委員 元埼玉県危機管理防災部長	平成29年度から
青木 孝明	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
甲原 裕子	埼玉県労働委員会委員 弁護士	令和元年度から
向田 正巳	埼玉県労働委員会委員 駒澤大学法学部准教授	令和元年度から
持田 明彦	埼玉県労働委員会委員 自治労埼玉県本部特別中央執行委員	平成29年度から
近藤 嘉	埼玉県労働委員会委員 日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長	平成29年度から
畔上 勝彦	埼玉県労働委員会委員 自治労連埼玉県本部中央執行委員長	令和元年度から
谷内 聡	埼玉県労働委員会委員 JAM北関東執行委員長・JAM埼玉会長	令和元年度から
大谷 誠一	埼玉県労働委員会委員 日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長	令和元年度から
平石 正治	埼玉県労働委員会委員 有限会社乾特殊鑄造所代表取締役	平成29年度から
廣澤 健一	埼玉県労働委員会委員 一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行 理事・専務理事・事務局長	平成29年度から
芦葉 武尊	埼玉県労働委員会委員 株式会社芦葉建設代表取締役	平成29年度から
木村 謙一	埼玉県労働委員会委員 株式会社高麗川カントリー倶楽部取締役社長	令和元年度から
中村 元信	埼玉県労働委員会委員 日東商事株式会社取締役社長	令和元年度から

氏 名	経 歴 等	備 考
村田 俊彦	元埼玉県下水道公社理事長	平成29年度から
小室 隆行	元日本郵政グループ労働組合関東地方本部 執行委員長	令和元年度から
矢作 陽司	元株式会社ボッシュビジネスサービス ジャパン社長	平成28年度から
奥山 秀	埼玉県労働委員会事務局長	令和元年度から
吉田 雄一	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼 審査調整課長	平成30年度から
武澤 真紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	令和2年度から
野口 尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	平成30年度から
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和元年度から
萩原 美季	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から
土屋 千鶴子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から
河上 雄一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	令和2年度から

※ 経歴等は令和2年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

令和元年度における個別的労使紛争あっせん員候補者

(令和2年度に引き続く候補者は除く)

氏名	経歴等	備考
安永 陽子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	平成29年度から
奥野はるか	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	平成29年度から
古庄 桃子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	平成29年度から
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	平成29年度から

※ 経歴等は令和元年度個別あっせん員候補者委嘱時のもの。

## 第2節 労働委員会の運営

労働委員会の運営は、労組法、労調法、地公労法、個別紛争法及び労働委員会規則(以下「労委規則」という。)の定めるところにより行われており、その概要は次のとおりである。

### 1 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する(労組法第19条の9第4項、第19条の12第6項)。

### 2 労働委員会の会議

労働委員会の会議は、総会、公益委員会議、その他の会議に分かれており、総会は会長が招集し、委員が全員で行う会議である(労組法第21条)。また、その付議事項や議事進行等については労委規則に定められている。

公益委員会議は、労組法第24条又は地公労法第16条の2の規定により公益委員のみで行われており、会長が招集して行う。その付議事項等についても労委規則に定められている。

その他の会議としては、必要に応じて行われる調停委員会の会議、仲裁委員会の会議及び小委員会の会議があり、委員長が必要に応じて招集することとなっている(労委規則第3条、第11条)。

### 3 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員会議による審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており(労委規則第23条)、当労委では、通常1名の公益委員が担当している。

### 4 不当労働行為の審査

不当労働行為の審査等(調査、審問、和解)は、会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員の審査に代えて、公益委員の中から1名又は数名の委員を選んで審査を担当させることができるものとされており(労委規則第37条第1項)、当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

不当労働行為の審査には、使用者委員及び労働者委員が参与することができる（労組法第24条第1項ただし書）、審問に参与する委員は、あらかじめ会長（審査委員）に申し出るものとされている（労委規則第41条の6第4項）。当委員会では、通常、労働者、使用者の各側の委員各1名が参与している。

## 5 地公労法第5条第2項の認定・告示

地公労法第5条第2項の認定・告示は、会長が公益委員の中から1名若しくは数名の委員を選び調査を担当させることができる（労委規則第28条の2第2項）。当委員会では、通常1名の公益委員が担当している。

## 6 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）

労働争議のあっせんは、あっせん員候補者の中から会長があっせん員を指名して行う。（労調法第12条）。

当委員会では、あっせん員には、通常、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名計3名が指名される。

労働争議の調停は、会長が指名する公益、労働者、使用者の各側の労働委員会委員（労・使委員は同数）で構成される調停委員会によって行われ、当委員会では、公益、労働者、使用者の労働委員会委員各1名で行う（労調法第19条）。

なお、当委員会においては、平成12年以降、調停委員会は開かれていない。

労働争議の仲裁は、会長が指名する3名以上の奇数の公益委員で構成される仲裁委員会によって行う（労調法第31条）。

なお、当委員会においては、平成2年以降、仲裁委員会は開かれていない。

## 7 事件担当職員の指名等

労働組合の資格審査及び不当労働行為の審査並びに労働争議の調整等において、会長は、それぞれ事件ごとに事務局職員の中から担当職員を指名する。担当職員は、担当事件の事務処理、実情調査、審問の要領を記録した調書の作成等の職務を遂行する（労委規則第23条、第35条、第41条の2、第41条の7、第58条、第62条の2）。



## 第3節 会 議

### 1 埼玉県労働委員会の会議

令和2年の開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 総 会

総会は、労働委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期すため、委員の全員により開かれる会議であり、原則として毎月2回、日を定めて会長が招集している。

なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態措置や職員の感染等により第1718回～第1721回、第1728回、第1729回、第1735回を書面開催で実施した。

開催回数	備 考
24回	第1712回～第1735回

#### (2) 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格の決定、不当労働行為事件の命令の内容、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求、地方公営企業等における使用者の利益代表者の範囲の認定などを審議するために、公益委員のみで行う会議であり、会長が必要に応じて招集する。

開催回数	備 考
3回	第929回～第931回

#### (3) 公益委員情報交換会

公益委員情報交換会は、不当労働行為救済申立事件の円滑な審査及び命令の迅速な発出のため、第884回公益委員会議（平成26年6月11日）において、必要に応じて行うこととした（令和2年は開催なし）。

#### (4) 小委員会

小委員会は、総会で必要と認めた事項について検討するため、公労使各側同数の委員で行う会議であるが、平成14年以降、小委員会は開催されていない。

### 2 各種連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会が相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理の統一と調整を図るため、全国又は各地域別に開催されるものである。使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている（労委規則第86条）。

令和2年のこれらの会議の開催状況等は、次のとおりである。

(1) 全国労働委員会連絡協議会総会

回	開催期日	場 所
75	令和2年11月19～20日	新型コロナウイルス対策のためWEB開催

(2) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催期日	場 所
令和2年11月19日	新型コロナウイルス対策のためWEB開催

(3) 全国労働委員会会長連絡会議

開催期日	場 所
新型コロナウイルスの影響により中止	(愛媛県)

(4) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

回	開催期日	場 所
144	新型コロナウイルス対策のため書面開催	(新潟県)
145	令和2年10月19日 (WEB)	新型コロナウイルス対策のため書面及びWEB開催 (神奈川県)

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催期日	場 所
議題の提出がなかったため中止	(神奈川県)

(6) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

回	開催期日	場 所
83	新型コロナウイルス対策のため書面開催	(新潟県)
84	議題の提出がなかったため中止	(神奈川県)

(7) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催期日	場 所
新型コロナウイルスの影響により中止	(愛媛県)

(8) 14 都道府県公益委員会議

開催期日	場 所
新型コロナウイルス対策のため書面開催	(千葉県)

(9) 14 都道府県使用者委員会議

回	開催期日	場 所
34	新型コロナウイルス対策のため書面開催	(宮城県)

## 第2章 労働組合の資格審査

令和2年における資格審査事件の取扱状況は、次のとおりである（第4表参照）。

今年取扱件数は、令和元年からの繰越5件、新規申請4件で、合計9件であった。

新規申請事件の申請事由別の内訳は、委員推薦に伴うものが0件（前年比5件減）、不当労働行為の救済申立てに伴うものが1件（同2件減）、法人登記のためのものが3件（同2件増）であり、総会決議によるもの（労働者供給事業）の取扱いはなかった。

次に、終結件数をみると、適合決定3件、打切り1件で、合計4件が終結した。

適合決定がなされた3件の内訳は、法人登記のためのものが3件となっている。

また、打切り1件の内訳は、不当労働行為事件の取下げ・和解に伴うものとなっている（資格審査事件の取扱一覧は、第5表参照）。

第4表 資格審査事件取扱件数

区分		年						
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均	
取扱件数	繰越	5	2	0	4	5	3.2	
	新規申請	委員推薦	0	5	0	5	0	2.0
		不当労働行為	5	4	4	3	1	3.4
		法人登記	1	1	4	1	3	2.0
		総会決議 (労働者供給事業)	0	0	0	0	0	0.0
		小計	6	10	8	9	4	7.4
	計(a)	11	12	8	13	9	10.6	
終結件数	適合決定	4	9	3	7	3	5.2	
	不適合決定	0	0	0	0	0	0.0	
	取下	0	1	0	0	0	0.2	
	打切	5	2	1	1	1	2.0	
	却下	0	0	0	0	0	0.0	
	計(b)	9	12	4	8	4	7.4	

(注) (a)－(b)は翌年に繰り越し。

第5表 資格審査事件一覧

事件番号	労働組合の名称	申請事由	受付年月日	終結年月日	終結事由	審査委員
30- 1	一般合同労組さいたまユニオン	不当労働行為 (30-1)	30. 2. 22	2. 6. 19	打切	青木
30- 8	労組ジーケーアイ	不当労働行為 (30-4)	30. 12. 27			甲原
31- 7	国鉄高崎動力車連帯労働組合	不当労働行為 (31-1)	31. 2. 26			今井
1- 8	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部	不当労働行為 (1-2)	1. 6. 25			向田
1- 9	一般合同労働組合東京西部ユニオン	不当労働行為 (1-3)	1. 11. 13			清水
2- 1	株式会社松屋フーズホールディングス労働組合	法人登記	2. 5. 1	2. 6. 25	適合	甲原
2- 2	クノールブレムゼステアリングジャパン労働組合	法人登記	2. 7. 15	2. 8. 27	適合	向田
2- 3	川越地域ユニオン	不当労働行為 (2-1)	2. 9. 1			青木
2- 4	たすけあい労働組合	法人登記	2. 10. 13	2. 11. 26	適合	青木

## 第3章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 概況

#### 1 取扱件数の状況

令和2年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和元年からの繰越5件、新規申立て1件で、合計6件であった（令和2年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、32頁以下の第17表参照）。

#### 2 新規申立ての状況（第6表～第9表参照）

- (1) 新規申立事件1件は、申立人別では、組合からの申立てであり、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- (2) 労組法第7条該当号別では、2号関係が1件であった。
- (3) 企業規模別では、100人～499人が1件であった。
- (4) 業種別では、「医療・福祉」が1件であった。

第6表 申立人別新規申立件数

申立人別		年					平均
		件数（単位：件）					
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
新規申立 件数		4	3	4	3	1	3.0
申 立 人 別	組合	4	3	4	3	1	3.0
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	0	0	0	0	0	0.0



第7表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件 数 (単位：件)					平均
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
新規申立件数		4	3	4	3	1	3.0
大 分 類	1号関係	0	0	3	2	0	1.0
	2号関係	4	3	4	3	1	3.0
	3号関係	0	0	3	2	0	1.0
	4号関係	0	0	1	0	0	0.2
内 訳	1号	0	0	0	0	0	0.0
	2号	4	3	1	1	1	2.0
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	0	0	2	2	0	0.8
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4	0	0	1	0	0	0.2

(注) 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

参考〈不当労働行為に係る労組法第7条該当号〉

- 1号：不利益取扱い
- 2号：団体交渉拒否
- 3号：支配介入
- 4号：報復的不利益取扱い

第8表 企業規模別新規申立件数

年 区 分		件 数 (単位：件)					平均
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
新規申立件数		4	3	4	3	1	3.0
企 業 規 模 別	49人以下	2	0	1	1	0	0.8
	50～99人	0	0	1	0	0	0.2
	100～499人	1	2	0	0	1	0.8
	500～999人	0	1	0	1	0	0.4
	1,000人以上	1	0	2	2	0	1.0

(注) 平成31年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第9表 業種別新規申立件数

分類番号	業 種	年	件数（単位：件）					
			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
D	〈建設業〉		0	1	0	0	0	0.2
7	職別工事業(設備工事業を除く)		0	1	0	0	0	0.2
E	〈製造業〉		1	0	1	0	0	0.4
24	金属製品製造業		1	0	0	0	0	0.2
31	輸送用機械器具製造業		0	0	1	0	0	0.2
G	〈情報通信業〉		0	1	0	0	0	0.2
41	映像・音声・文字情報制作業		0	1	0	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉		0	0	0	2	0	0.4
42	鉄道業		0	0	0	1	0	0.2
48	運輸に附帯するサービス業		0	0	0	1	0	0.2
I	〈卸売業、小売業〉		1	0	0	0	0	0.2
61	無店舗小売業		1	0	0	0	0	0.2
L	〈学術研究、専門・技術サービス業〉		0	0	1	1	0	0.4
72	専門サービス業（純粋持株会社）		0	0	0	1	0	0.2
73	広告業		0	0	1	0	0	0.2
M	〈宿泊業、飲食サービス業〉		1	0	0	0	0	0.2
75	宿泊業		1	0	0	0	0	0.2
O	〈教育、学習支援業〉		0	1	0	0	0	0.2
81	学校教育		0	1	0	0	0	0.2
P	〈医療、福祉〉		0	0	1	1	1	0.6
83	医療業		0	0	1	0	1	0.4
85	社会保険・社会福祉・介護事業		0	0	0	1	0	0.2
R	〈サービス業〉		1	0	1	0	0	0.4
91	職業紹介・労働者派遣業		0	0	1	0	0	0.2
92	その他の事業サービス業		1	0	0	0	0	0.2
新規申立件数			4	3	4	3	1	3.0

(注) 分類番号及び業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による。

平成31年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

### 3 終結の状況

令和2年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は1件であり、関与和解であった。

なお、令和3年への繰越件数は5件である。

第10表 不当労働行為事件終結状況

区分		年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
取扱 件 数	繰越		4	2	1	3	5	3.0
	新規申立		4	3	4	3	1	3.0
	計		8	5	5	6	6	6.0
終 結 件 数	取 下 ・ 和 解	取下	2	1	1	0	0	0.8
		自主和解	1	1	0	0	0	0.4
		関与和解	1	0	0	1	1	0.6
		小計	4	2	1	1	1	1.8
	命 令 ・ 決 定	全部救済	0	1	1	0	0	0.4
		一部救済	2	0	0	0	0	0.4
		棄却	0	1	0	0	0	0.2
		却下	0	0	0	0	0	0.0
		小計	2	2	1	0	0	1.0
	計		6	4	2	1	1	2.8

#### 4 審査の状況

令和2年に終結した事件(関与和解1件)の処理日数は、849日(前年平均213日)であった。

第11表 平均処理日数 (単位：日)

年		平成28 (件数)	平成29 (件数)	平成30 (件数)	令和元 (件数)	令和2 (件数)	5年平均 (件数)
区分							
取 下 ・ 和 解	取下	159 (2)	69 (1)	72 (1)	-	-	115 (4)
	自主和解	183 (1)	19 (1)	-	-	-	101 (2)
	関与和解	239 (1)	-	-	213 (1)	849 (1)	434 (3)
	平均	185 (4)	44 (2)	72 (1)	213 (1)	849 (1)	218 (9)
命 令 ・ 決 定	全部救済	-	282 (1)	177 (1)	-	-	230 (2)
	一部救済	700 (2)	-	-	-	-	700 (2)
	棄却	-	242 (1)	-	-	-	242 (1)
	却下	-	-	-	-	-	-
	平均	700 (2)	262 (2)	177 (1)	-	-	420 (5)
総平均		357 (6)	153 (4)	125 (2)	213 (1)	849 (1)	290 (14)

令和2年に命令・決定により終結した事件はなかった。

第12表 命令・決定事件の平均処理日数内訳

(単位：日)

年 区分	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
命令・決定事件数	2	2	1	0	0	
申立 ～第1回審問前日	283	198	107	-	-	213
第1回審問 ～結審前日	326	-	-	-	-	326
結審 ～命令書写し交付	92	65	70	-	-	76
平均処理日数	700	262	177	-	-	420

(注) 平成29年の2件及び平成30年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

## 5 不服の申立ての状況

令和2年に交付された命令・決定はなかった。

第13表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
		命令・ 決定書数	2	2	1	0	0
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		※2	2	1	0	0	1.6
再 審 査 申 立	労働者側	0	1	0	0	0	0.2
	使用者側	0	1	1	0	0	0.4
	双方	※2	0	0	0	0	0.8
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

※1件は平成29年1月5日に労側から、同月6日に使側から申し立てられたもの。

本県が初審である再審査命令に対する行政訴訟事件の状況をみると、係属件数は1件である。使用者側が東京地裁に提起していたが棄却されたため、東京高裁に控訴した。これが棄却されたため、使用者側は最高裁に上告の提起及び受理申立てをした。

(第14表参照)。

第14表 行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧

事件名 (埼労委 事件番 号) (結果)	中央労働委員会				東京地方裁判所					東京高等裁判所					最高裁判所				
	事件番 号	申 立 人	命 令 交 付 年 月 日	結 果	事 件 番 号	提 起 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	結 果	事 件 番 号	提 起 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	結 果	事 件 番 号	提 起 人	提 起 年 月 日	終 結 年 月 日	結 果
A事件 (28不2) (全部 救済)	29 (不再) 21	使	31.2.21	一 部 変 更 棄 却	31 (行ウ) 92	使	31.3.6	2.1.30	棄 却	R2 (行コ) 41	使	2.1.31	2.8.20	棄 却	R2 (行ツ) 293 R2 (行ヒ) 345	使	2.8.26 2.8.26		



## 6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和2年における審査の実効確保の措置に係る取扱いは1件であった。

第15表 審査の実効確保の措置に係る取扱状況一覧

事 件 名	求める勧告内容	勧告等の内容
S事件 30(不)1 申立日 H30. 2. 22 取下げ(関与和解)日 R 2. 6. 19 審査の実効確保の措置 勧告申立日 H30. 11. 26	・被申立人が組合員に対して送付した平成30年11月1日付け「休職命令書」における、自然退職に関わる部分を撤回し、雇用関係の継続を確認すること。	30(不)1事件の取下げにより終結

## 7 審査の期間の目標達成状況

### (1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した(平成17年1月7日公益委員会議で決定)。

### (2) 目標達成状況

令和2年に終結した事件は1件で、処理日数は849日であった(第11表参照)。なお、終結事件は目標期間内に終結しなかった(第17表参照)。

## 8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和2年における物件提出命令の申立て件数は2件であった。なお、証人出頭命令の申立てはなかった。

第16表 物件提出命令事件一覧

事件名	申立年月日	決定日 終結区分	中労委への審査 申立人月日	決定日 終結区分
Z事件 1(不)3	2.9.2(労)	2.10.27 却下	—	—
Z事件 1(不)3	2.10.27(労)	係属中	—	—

## 第2節 不当労働行為事件の概要

### 第17表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	30 (不) 1	S 事件		30. 2. 22	R2. 6. 19
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	取下げ (関与 和解)	849日
		被申立人	S 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱撤回</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・支配介入禁止</li> <li>・文書手交・掲示</li> <li>・報復的不利益取扱撤回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>
2	30 (不) 4	H 事件		30. 12. 27	係属中
		申立人	労組ジーケーアイ		
		被申立人	H 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱撤回</li> <li>・団体交渉応諾</li> <li>・支配介入禁止</li> <li>・文書手交・掲示</li> <li>・報復的不利益取扱撤回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>
3	31 (不) 1	H外 1 社事件		31. 2. 26	係属中
		申立人	国鉄高崎動力車連帯労働組合		
		被申立人	①H株式会社 ②J株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱撤回</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・他労組との差別的取扱禁止</li> <li>・文書手交・掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> </ul>

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
4	1 (不) 2	M事件		R1. 6. 25	係属中
		申立人	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部		
		被申立人	株式会社M	・団体交渉応諾 ・文書手交・掲示	2
5	1 (不) 3	Z事件		R1. 11. 13	係属中
		申立人	一般合同労働組合東京西部ユニオン		
		被申立人	Z法人	・雇止め撤回、 バックペイ ・団体交渉応諾 誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・謝罪文掲示	1 2 3
6	2 (不) 1	I事件		R2. 9. 1	係属中
		申立人	川越地域ユニオン		
		被申立人	社会医療法人 I	・団体交渉応諾	2

## 1 S事件

平成30年（不）第1号  
（広告業）

平成30年2月22日 申立て  
令和2年6月19日 取下げ（関与和解）849日

申立人  
一般合同労組さいたまユニオン

被申立人  
S株式会社

従業員数 80名

### 審査委員・参与委員

（審）藤本茂、青木孝明  
（労）浅見明良、大谷誠一  
（使）斎藤実、中村元信

### 審査経過

調査9回、審問3回、和解1回

### 再審査・行政訴訟

### 【請求する救済内容】

- 1 復職後の差別的不利益取扱い及び休職命令書の撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 就業規則等の開示拒否及び退職強要による支配介入の禁止
- 4 休職命令書による報復的不利益取扱いの撤回
- 5 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

被申立人から解雇を通知された従業員が、労働審判の調停により復職することとなり、復職後の労働条件を確認するため、申立人に加入した。

平成29年9月21日に第1回団体交渉が開催されたが、被申立人が組合員の就労条件を提示しなかったため、申立人は、次回団体交渉までに就労条件を送付するよう要求した。

平成29年9月29日、被申立人は、書面にて、従前の業務とは異なる職種を提示すると共に、申立人が把握している就業規則とは異なる勤務時間を明記し、以前よりも低い給与を提示した。

平成29年10月4日、第2回団体交渉が開催され、申立人は上記書面について質問したが、被申立人は記載内容の根拠など説明せず誠実に回答しなかった。

平成29年10月16日、組合員は復職したが、それ以降、以前使用していた業務資料の閲覧ができない、上司が業務に関する質問に答えられない等の差別的取扱いを受けている。

また、申立人は、就業規則、給与規定等を申立人に開示するよう要求したが、被申立人はこれを拒否した。

平成30年11月1日、被申立人は、休職中の組合員に対し、就業規則に基づき平成30年12月31日で自然退職となる旨通知した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号、3号及び4号に該当する不当労働行為である。

## 2 H事件

平成30年（不）第4号 （輸送用機械器具製造業）	平成30年12月27日 申立て 係属中
申立人 労組ジーケーアイ	被申立人 H株式会社 従業員数 21,543名
審査委員・参与委員 （審）設楽あづさ、甲原裕子 （労）持田明彦 （使）平石正治	
審査経過 調査9回、審問1回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 不当解雇（雇止め）を撤回し、事務職等へ復帰させること
- 2 バックペイ
- 3 労働災害に対する慰謝料支払い
- 4 団体交渉応諾
- 5 団交拒否による支配介入禁止
- 6 報復的不利益取扱いの撤回
- 7 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

申立人は、申立人委員長の労働災害及び雇用継続要求などを議題とする団体交渉申入書を平成29年12月25日に被申立人に対しファックス送付し、同月27日を回答期限としたが、被申立人は同日までに回答しなかった。

このことは団体交渉拒否にあたり、かつ組合の団体交渉権を無効にする支配介入である。

被申立人は、雇用契約終了日である平成30年1月3日を経過した同年1月9日に文書回答したが、契約は終了しているとの内容で、申立人の交渉権を事実上否定するものであった。

被申立人が申立人委員長を雇止めしたことは不利益取扱いである。

被申立人は、ホンダ健康保険組合から組合員に支払われた傷病手当金から、何らかの金額を差し引き、そのことについて一切の説明をしていない。

令和2年3月4日、被申立人は、組合員からの診察内容に関する確認の申入れに対して、回答を拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号、3号及び4号に該当する不当労働行為である。

### 3 H外1社事件

平成31年（不）第1号  
（運輸業）

平成31年2月26日 申立て  
係属中

申立人 国鉄高崎動力車連帯労働組合	被申立人 ①H株式会社 ②J株式会社  従業員数 ①54,880名 ②565名
審査委員・参与委員 (審) 今井眞弓 (労) 藤田省吾、谷内聡 (使) 芦葉武尊	
審査経過 調査8回、審問3回	
再審査・行政訴訟	

#### 【請求する救済内容】

- 1 他労働組合との差別的取扱いの禁止
- 2 誠実団体交渉
- 3 雇止めの撤回
- 4 謝罪文の手交・掲示

#### 【事件の概要（申立ての概要）】

平成30年1月31日、申立人は、適正な休養が取れる要員の確保・配置、労働条件の改善、希望社員全員の正社員化、最低時給の引上げ等を議題として、被申立人②と団体交渉をしたが、出席人数を会社と同数に制限された。また、その際提出された会社側回答文書は社名等の記載がないものだった。

同年4月18日と19日、被申立人②は賃金アップの実施を社内掲示したが、同月24日に申立人に送付された賃上げ要求についての回答文書には、現行通りと記載されていた。同月25日、別組合の社内労組が掲示した4月20日付け会社側回答の内容は社内掲示と同様であった。

同年5月15日、申立人は、組合ごとに回答が違うことについて抗議し、団体交渉開催、社長自らの謝罪と経過説明、再回答を要求した。

同年10月23日の団体交渉で、被申立人②は文書での回答・団体交渉の参加人数等について検討することとなった。平成31年1月10日の団体交渉において、被申立人②は、組合からの申入れに対して公式文書で回答することを拒否し、団体交渉の人数制限については話し合いで決めていくと回答した。

同年2月22日、被申立人②は、既に処分済である無断帰宅・口頭注意を受けた組合のビラ配布を理由に申立人副委員長に対し雇止め通告をした。

団体交渉における発言等から、被申立人①及び②は一体であるといえる。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 4 M事件

令和元年（不）第2号  
（専門サービス業（純粋持株会社））

令和元年6月25日 申立て  
係属中

申立人 全労連・全国一般労働組合埼玉地方 本部	被申立人 株式会社M 従業員数 28名
審査委員・参与委員 (審) 向田正巳 (労) 持田明彦 (使) 木村謙一	
審査経過 調査8回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 団体交渉応諾
- 2 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

昭和52年から平成27年にかけて、組合員らはそれぞれ正社員として、被申立人の子会社Y会社と労働契約を締結し、販売活動に従事した。

平成2年から平成21年にかけて、組合員らは委託販売社員に切り替えられ、従前Y会社が負担していた各種経費を代わりに負担させられ、給与が全く支給されないこともあり経済的に困窮している。同社社長は、経費を自己負担する委託販売社員は売上げがなくても赤字にならないため、売上げが100万円に達しない者を委託販売社員に切り替えた旨の発言をしており、業務委託契約を悪用したことは明らかである。

平成30年12月25日、平成31年3月1日及び同月4日、申立人は、被申立人に対し、組合員への偽装請負をやめ労働者としての権利を保障すること、各種経費を控除しないこと、これまで被申立人が不当に得た経費を支払うこと等を議題として、団体交渉を申し入れた。

3回にわたる団体交渉申入れに対し、被申立人は、被申立人とY会社は別の法人であること、被申立人は委託販売契約の条件等につきY会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定する地位にないことを理由に、団体交渉を拒否した。

被申立人がY会社の議決権を100%間接所有し、役員人事を支配していること、組合員に対し、中間統括会社やY会社を通じて個別具体的な営業活動の内容を指示・命令していること、業務委託契約の形式を利用して組合員らに経費全額を負担させる仕組みを主導していることなどから、被申立人は団体交渉に応じなければならない立場にある。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。



## 5 Z事件

令和元年（不）第3号  
（社会保険・社会福祉・介護事業）

令和元年11月13日 申立て  
係属中

申立人 一般合同労働組合東京西部ユニオン	被申立人 Z法人 従業員数 5,000名
-------------------------	----------------------------

審査委員・参与委員  
（審）清水邦夫  
（労）畔上勝彦  
（使）平石正治

審査経過  
調査5回

再審査・行政訴訟

### 【請求する救済内容】

- 1 雇止めの撤回とバックペイ
- 2 団体交渉応諾、誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 謝罪文掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

平成26年8月4日、被申立人埼玉支部に雇用された非正規職員Aが、支部管理職からパワハラを受けた。

平成29年4月、Aは、業務部長から契約更新が5年で終わることを告げられたが、平成26年4月に改正された就業規則により雇用上限が5年と定められていることについて、採用時にその説明はなく、労働契約書にも記載がなかった。

平成30年6月5日、Aが申立人に加入した。平成30年6月29日から令和元年7月25日にかけて、6回にわたり団体交渉が行われたが、パワハラ及び無期転換問題について進展はなかった。

また、令和元年7月23日、埼玉県労働委員会であっせんが開かれたが、支部は無期転換やパワハラ等の謝罪など全てを拒否し、不調に終わった。なお、あっせんにおいて、被申立人が平成30年4月に就業規則を改定し、5年を超える雇用を可能にしていた事実を、支部が過去5回の団体交渉で明らかにしなかったことが判明した。

令和元年8月3日、組合員は、無期転換が生じる1日前に、5年間の雇用期間が終了したとして雇止めされた。

令和元年7月26日から同年10月14日にかけて、6度にわたり第7回団体交渉を申し入れたが、全て拒否された。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 6 I 事件

令和2年(不)第1号 (医療業)	令和2年9月1日 申立て 係属中
申立人 川越地域ユニオン	被申立人 社会医療法人 I  従業員数 360名
審査委員・参与委員 (審) 青木孝明 (労) 近藤嘉 (使) 中村元信	
審査経過 調査1回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

団体交渉応諾

### 【事件の概要（申立ての概要）】

平成30年9月20日、申立人は、被申立人に対し、組合員の未払残業代の支給、パーテーションの取り外しや机購入などの執務環境の改善及びその他就業規則に関することを議題とする団体交渉を申し入れた。

平成30年10月4日、第1回団体交渉が開催され、法令順守等について双方で確認したが、未払残業代の支給、執務環境の改善等については、合意には至らず、次回団交で協議することを合意した。

平成31年1月11日、第2回団体交渉が開催され、未払残業代の支給について交渉が行われたが、合意に至らず、引き続き協議することを合意した。

平成31年3月19日、第3回団体交渉が開催され、執務環境について協議したが、物別れに終わった。しかし、被申立人側は、「論点を整理させていただきます」と発言し、団体交渉を継続する姿勢を見せた。

平成31年4月12日から令和元年10月16日にかけて、4度にわたり第4回団体交渉を申し入れたが、全て拒否された。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 第4章 行政訴訟事件

令和2年において、当委員会が発した不当労働行為事件の命令について、使用者側又は労働者側から、あるいは双方から行政訴訟が提起されたものはなかった。

## 第5章 地公労法第5条第2項の認定・告示

令和2年において、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に定める使用者の利益代表者の範囲を認定・告示したものはなかった。

## 第6章 労働争議の調整

### 1 取扱いの状況

令和2年中に当委員会が取り扱った調整事件は、前年から繰り越したあっせん事件2件と新規に係属したあっせん事件5件の計7件であり、前年と同数であった。その概況は第18表から第24表のとおりであり、事件の概要は第25表のとおりである。

### 2 新規申請の状況

#### (1) 受付件数（第18表参照）

5件で、前年に比べ1件減少した。

#### (2) 調整の開始（第18表参照）

組合からの申請が5件であった。

#### (3) 調整事項別（第19表参照）

「団交促進」が6件、「その他賃金に関するもの」「解雇」が各2件、「組合承認・組合活動」「その他」が各1件であった。

#### (4) 組合員数別（第20表参照）

組合員数49人以下が3件、200～299人、1,000人以上が各1件であった。

#### (5) 組合の形態別（第21表参照）

企業別組合は1件、合同労組は4件であり、その加盟上部団体別では、全労連系3件、全労協系、その他・無所属が各1件であった。

#### (6) 終結までの所要日数別（第22表参照）

1か月以内が3件、3～4か月が1件であった（係属中が1件）。

#### (7) 業種別（第24表参照）

「不動産業、物品貸付業」が3件、「教育、学習支援業」「医療・福祉」が各1件であった。

### 3 終結の状況

令和2年に取り扱った7件のうち、5件が年内に終結し、2件は翌年に繰り越した。終結状況は、解決1件、打切り4件で、解決率は20.0%であった。（第18表参照）

第18表 調整事件総括

区 分		年					
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
受 付 件 数		7	6	6	6	5	6.0
調 整 区 分	あ っ せ ん	7	6	6	6	5	6.0
	調 停	0	0	0	0	0	0.0
	仲 裁	0	0	0	0	0	0.0
開 始 事 由	職権あっせん	0	0	0	0	0	0.0
	組 合 申 請	6	5	6	5	5	5.4
	使用 者 申 請	1	1	0	1	0	0.6
	双 方 申 請	0	0	0	0	0	0.0
	個 人 申 請	0	0	0	0	0	0.0
関 係 組 合 員 数		2,662	885	2,859	169	8,782	3,071.4
1件当たり		380.3	147.5	476.5	28.2	1756.4	557.8

取 扱 件 数		7	8	7	7	7	7.2	
終 結 件 数		5	7	6	5	5	5.6	
終 結 事 由	解決	1	6	1	2	1	2.2	
	打 切 り ・ 不 調	不 応 諾	3	0	4	1	4	2.4
		主 張 対 立	1	0	1	2	0	0.8
		調 整 案 の 拒 否	0	0	0	0	0	0.0
	計	4	0	5	3	4	3.2	
	不 開 始	0	1	0	0	0	0.2	
取 下 げ	0	0	0	0	0	0.0		
解決率(%)※		20.0%	100.0%	16.7%	40.0%	20.0%	39.3%	
翌 年 へ 繰 越		2	1	1	2	2	1.6	

※ 解決率(%)=解決件数÷(終結件数-取下げ・不開始件数)×100

調 整 回 数		3	8	6	4	0	4.2
1件当たり		0.6	1.1	1.0	0.8	0.0	0.7
所 要 日 数		213	575	435	334	0	311.4
1件当たり		42.6	82.1	72.5	66.8	0.0	52.8

(注) ①「取扱件数」は、当該年の受付件数と前年からの繰越件数とを含んでいる。  
 ②「調整回数」「所要日数」は、それぞれ「終結事件」についての処理状況を示すものである。

第19表 調整事項別状況

区 分		年						
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均	
受 付 件 数		7	6	6	6	5	6.0	
申 請 項 目 数		16	14	16	12	12	14.0	
1件当たり平均申請項目数		2.3	2.3	2.7	2.0	2.4	2.3	
申 請 項 目 の 内 訳	組合承認・組合活動	1	1	1	0	1	0.8	
	協約締結・改定	0	0	0	1	0	0.2	
	協約の効力	0	0	0	0	0	0.0	
	賃 金 及 び 手 当	賃金増額	0	0	0	0	0	0.0
		一時金	1	0	0	0	0	0.2
		諸手当	1	0	1	0	0	0.4
		その他賃金に関するもの	1	4	0	0	2	1.4
		退職金・年金	0	0	0	1	0	0.2
		解雇・休業手当	0	1	1	0	0	0.4
	給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	0	0	0	0	0	0.0
		休日休暇	2	1	0	0	0	0.6
		その他の労働条件	0	0	0	0	0	0.0
	経 営 又 は 人 事	事業休廃止・事業縮小	0	0	0	0	0	0.0
		人員整理	0	0	0	0	0	0.0
		解 雇	0	2	0	1	2	1.0
		その他の経営人事	2	0	1	3	0	1.2
	福 利 厚 生	0	0	0	0	0	0.0	
団 交 促 進	6	5	7	5	6	5.8		
そ の 他	2	0	5	1	1	1.8		

(注) ① 本表は、申請受付の日を基準にして暦年別に集計したものである。

② 1件の申請で調整事項を2以上含むものがある。

第20表 組合員数別調整事件数

年 組合員数	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
1～49人	1	3	4	4	3	3.0
50～99人	0	0	0	2	0	0.4
100～199人	1	1	1	0	0	0.6
200～299人	2	0	0	0	1	0.6
300～399人	0	2	0	0	0	0.4
400～499人	0	0	0	0	0	0.0
500～999人	3	0	1	0	0	0.8
1,000人以上	0	0	1	0	1	0.4
計	7	6	7	6	5	6.2

(注)平成30年は、2組合連名の事件があるので申請数とは一致しない。

第21表 組合形態別調整事件数

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
企業別組合		3	1	3	4	1	2.4
合同労組	事件数	4	5	4	2	4	3.8
	構成比	57.1%	83.3%	57.1%	33.3%	80.0%	61.3%

		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
連合		1	0	1	1	0	0.6
全労連		3	1	5	3	3	3.0
全労協		0	0	0	0	1	0.2
その他・無所属		3	5	1	2	1	2.4
計		7	6	7	6	5	6.2

(注)平成30年は、2組合連名の事件があるので申請数とは一致しない。

第22表 所要日数別終結調整事件数

年 所要日数	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
1～9日	0	0	0	1	0	0.2
10～19日	2	1	0	0	1	0.8
20～29日	0	0	2	2 (1)	2	1.2
30～39日	1	3	1 (1)	0	0	1.0
40～49日	0	1	2	0	0	0.6
50～59日	0	0	0	1	0	0.2
60～69日	1	0	0	0	0	0.2
70～79日	0	0	1	0	0	0.2
80～89日	1	0	0	0	0	0.2
90～99日	0	0	0	0	1	0.2
100日以上	2 (2)	1 (1)	0	1	0	0.8
係属中	-	-	-	1	1	-
計	7 (2)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	5	6.0

(注) ( )内は、翌年に繰り越して終結した事件で、内数。

第23表 調整事件月別申請状況

申請月 \ 年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
1月	2	0	0	0	2	0.8
2月	0	0	1	1	0	0.4
3月	1	0	1	0	0	0.4
4月	0	0	0	1	0	0.2
5月	1	0	1	1	0	0.6
6月	1	1	0	0	1	0.6
7月	1	2	1	1	1	1.2
8月	0	1	1	1	0	0.6
9月	0	2	0	0	0	0.4
10月	0	0	0	0	1	0.2
11月	1	0	0	0	0	0.2
12月	0	0	1	1	0	0.4
計	7	6	6	6	5	6.0

第24表 業種別調整事件数

業 種 \ 年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
D 建設業	0	0	0	0	0	0.0
E 製造業	2	1	1	1	0	1.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0.0
H 運輸業、郵便業	0	2	0	2	0	0.8
I 卸売業、小売業	1	0	0	0	0	0.2
J 金融業、保険業	0	0	0	0	0	0.0
K 不動産業、物品貸付業	0	0	0	0	3	0.6
M 宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	0	0	0.2
O 教育、学習支援業	0	0	2	1	1	0.8
P 医療・福祉	3	0	1	2	1	1.4
Q 複合サービス事業	0	0	1	0	0	0.2
R サービス業	2	2	1	0	0	1.0
S 公務	0	1	0	0	0	0.2
合 計	8	7	6	6	5	6.4

(注)平成28,29年は、2法人連名の事件があるので申請数とは一致しない。



第25表 調整事件概要

年	事件番号	申請者区分	業種	申請年月日	所要日数	従業員数	調整事項	終結状況	調整員
	調整区分	雇用形態		終結年月日	調整回数	組合員数 (社内組合員数)			
平成31から繰越	31-2	労	金属製品製造業(E)	H31.4.9	-	80	1 団交実施	係属中	向田(公)
	あっせん	正規		係属中	-	(7)			畔上(労)
	元-6	使	道路貨物運送業(H)	R元.12.18	24	65	1 配置転換	打切り (不応諾)	甲原(公)
	あっせん	正規		R2.1.10	0	(1)			大谷(労)
令和2	2-1	労	不動産業・物品賃貸業(K)	R2.1.17	95	13,238	1 団交促進	自主解決 (取下げ)	青木(公)
	あっせん	正規		R2.4.20	0	(1)			近藤(労)
	2-2	労	教育・学習支援業(O)	2.1.27	25	219	1 不当労働行為をやめること 2 誠実に団体交渉を行うこと 3 給与を例年通りに戻すこと 4 給与表を全職員に配布すること	打切り (不応諾)	今井(公)
	あっせん	正規		2.2.20	0	(4)			持田(労)
	2-3	労	医療業(P)	2.6.24	29	360	1 団交再開	打切り (不応諾)	青木(公)
あっせん	正規	2.7.22		0	(1)	近藤(労)			中村(使)
2-4	労	不動産業・物品賃貸業(K)	2.7.20	17	37	1 懲戒解雇の撤回 2 未払い賃金の支払い 3 解雇理由の具体的根拠の提示 4 団交参加者の身分の明示 5 身分不明者の団交参加を認めた法的根拠の提示	打切り (不応諾)	青木(公)	
あっせん	正規		2.8.5	0	(2)			8,536	近藤(労)
2-5	労	不動産業・物品賃貸業(K)	R2.10.6	-	50	1 団交開始	係属中	今井(公)	
あっせん	正規		係属中	-	(1)			15	大谷(労)

## 第7章 公益事業労働争議の実情調査

労委規則に基づき、令和2年に行った労働争議の実情調査は13件で、すべて公益事業にかかる労働争議であった。

実情調査を行った結果は、第26表及び第27表のとおりである。

第26表 実情調査総括表

区 分		年						
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均	
取扱件数	前年からの繰越	0	0	0	0	0	0.0	
	当 年 開 始	8	9	11	11	13	10.4	
	計	8	9	11	11	13	10.4	
終 結 件 数		8	9	11	11	13	10.4	
終 結 事 由	解 決	8	9	11	11	13	10.4	
	打 切 り	0	0	0	0	0	0.0	
	移 行	あ っ せ ん	0	0	0	0	0	0.0
		調 停	0	0	0	0	0	0.0
	不 明	0	0	0	0	0	0.0	
終 結 時 の 段 階	A	8	9	11	11	13	10.4	
	B	0	0	0	0	0	0.0	
	C	0	0	0	0	0	0.0	
翌 年 へ 繰 越		0	0	0	0	0	0.0	

(注) 「終結時の段階」におけるA、B、Cの区分は次による。

Aは、実情把握の上に接触を保ち交渉の推移を見守ったもの。

Bは、交渉進展に助力したもの。

Cは、交渉の仲立ちをし争議を解決に導いたもの。

第27表 実情調査概要

年	番号	使用者	事業内容	主な要求事項	予告受付年月日	終結事由
		労働組合			終結年月日	
令和2	1	株式会社アサヒ・エコキャリー	運輸業	労働組合の争議行為の対抗措置	2. 2. 27	自主解決
		全日本建設交運一般労働組合関東支部			2. 3. 17	
	2	医療生協さいたま生活協同組合	医療業	賃上げ、一時金、労働条件	2. 2. 28	〃
		埼玉県民主医療機関労働組合			2. 4. 30	
	3	医療法人共立医療会	〃	賃上げ、労働条件	2. 2. 28	〃
		共立医療会労働組合			2. 3. 31	
	4	医療法人社団俊睿会南埼玉病院	〃	賃上げ、一時金、労働条件	2. 2. 28	〃
		南埼玉病院労働組合			2. 4. 2	
	5	医療法人緑光会東松山病院	〃	賃上げ、労働条件	2. 2. 28	〃
		東松山病院労働組合			2. 4. 13	
	6	社会医療法人熊谷総合病院	〃	〃	2. 2. 28	〃
		熊谷総合病院労働組合			2. 4. 3	
	7	医療法人共立医療会	〃	一時金、賃上げ、労働条件	2. 5. 22	〃
共立医療会労働組合		2. 6. 2				
8	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	〃	一時金	2. 7. 3	〃	
	全済生会労働組合東部地区本部川口病院支部			2. 7. 10		
9	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	〃	一時金、労働条件	2. 10. 21	〃	
	全済生会労働組合東部地区本部川口病院支部			2. 11. 25		
10	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院	〃	〃	2. 10. 23	〃	
	全済生会労働組合鴻巣支部			2. 11. 4		
11	医療生協さいたま生活協同組合	〃	〃	2. 10. 23	〃	
	埼玉県民主医療機関労働組合			2. 11. 18		
12	医療法人共立医療会	〃	〃	2. 10. 23	〃	
	共立医療会労働組合			2. 12. 1		
13	医療法人緑光会東松山病院	〃	〃	2. 10. 23	〃	
	東松山病院労働組合			2. 11. 13		

## 第8章 個別的労使紛争に係るあっせん

当労働委員会では、知事からの委任を受けて、平成14年4月1日から個別的労使紛争に係るあっせんを行っている。令和2年の個別的労使紛争あっせん事件の新規申請件数は12件で、その概況は第28表から第32表のとおりであり、事件の概要は第33表のとおりである。

### 1 取扱事件数及び終結区分別事件数の状況（第28表参照）

個別的労使紛争あっせん事件の取扱件数は、前年繰越が5件、新規申請件数は12件であった。

終結区分別に見ると、「解決」が5件、「打ち切り」が7件、「取り下げ」が2件であった。

### 2 新規申請の状況

#### (1) あっせん事項別（第29表参照）

解雇や配置転換など「経営・人事」に関するものが7件で最も多く、「労働条件等」が4件、「職場の人間関係」が3件であった。

#### (2) 従業員規模別（第30表参照）

「500人以上」が5件で最も多く、次が「10～49人」で4件であった。

#### (3) 業種別（第31表参照）

「製造業」、「サービス業」が3件で最も多く、「医療・福祉」が2件であった。

#### (4) 所要日数別（第32表参照）

「10～19日」と「60日以上」が3件と多く、終結9件のうち3件（33.3%）が29日（概ね1か月）以内であった。

第28表 取扱事件数及び終結区分別事件数一覧

取扱事件		年					
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
前年繰越		2	2	0	0	5	1.8
新規申請		12	12	13	15	12	12.8
取扱計		14	14	13	15	17	14.6
新規申請 内訳	労働者側申請	11	12	13	15	17	13.6
	使用者側申請	1	0	0	0	0	0.2
終結	解決	4	4	1	4	5	3.6
	打切り (うち不応諾)	8 (7)	10 (9)	12 (11)	6 (3)	7 (7)	8.6 (7.4)
	取下げ	0	0	0	0	2	0.4
	不開始	0	0	0	0	0	0
	終結計	12	14	13	10	14	12.6
	解決率	33.3	28.6	7.7	40.0	41.7	30.3
	翌年繰越	2	0	0	5	3	2

※解決率(%)＝解決件数÷(終結件数－取下げ・不開始件数)×100

第29表 あっせん事項別新規申請事件数一覧

あっせん 事項		年					
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
経営・人事		10	7	9	8	7	8.2
賃金等		3	3	5	6	2	3.8
労働条件等		1	1	4	2	4	2.4
職場の人間関係		5	4	3	7	3	4.4
その他		2	0	0	1	0	0.6
計		21	15	21	24	16	19.4

(注)1件の申請で、あっせん事項を2以上含むものがあるため、申請件数と一致しない。

第30表 従業員数別新規申請事件数一覧

年 従業員数	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
1～9人	4	0	0	1	0	1.0
10～49人	2	3	3	4	4	3.2
50～99人	0	2	1	2	2	1.4
100～299人	3	2	3	3	0	2.2
300～399人	0	0	0	2	1	0.6
400～499人	0	0	2	0	0	0.4
500人以上	3	5	4	3	5	4.0
計	12	12	13	15	12	12.8

第31表 業種別新規申請事件数一覧

業種 年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
農業、林業	0	0	0	0	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	0	1	0	0.2
建設業	0	0	1	0	1	0.4
製造業	2	3	3	2	3	2.6
情報通信業	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0
卸売・小売業	1	1	1	2	1	1.2
金融業・保険業	0	0	1	0	1	0.4
不動産業、物品賃貸業	1	0	0	0	0	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	2	0	0	0	0	0.4
飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	1	0.2
教育、学習支援業(自動車教習所を含む)	0	1	0	1	0	0.4
医療、福祉	3	4	3	8	2	4
サービス業	3	3	4	1	3	2.8
公務	0	0	0	0	0	0
計	12	12	13	15	12	12.8

第32表 所要日数別新規申請事件数一覧

年 日数	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	平均
1～9日	2	0	2	1	0	1.0
10～19日	2	5	5	2	3	3.4
20～29日	4	2	2	4(2)	0	2.4
30～39日	2(1)	3	2	1	2	2.0
40～49日	1	0	1	1(1)	0	0.6
50～59日	1(1)	0	0	2(1)	1	0.8
60日以上	0	2	1	4(1)	3	2
係属中	—	—	—	—	3	—
計	12(2)	12	13	15(5)	12	12.8

(注) ( )内は、翌年に繰り越して終結した事件で、内数。

第33表 個別的労使紛争あっせん事件一覧

年	事件番号	申請者区分 雇用形態	業種 (従業員数)	申請日 終結日	あっせん事項	終結 状況	あっせ ん員	備考
				所要日数 あっせん回数				
令和元年 から繰越	元-9	労 非正規	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業 (5,430人)	令和元年11月8日 令和2年1月15日	①制裁措置の即時解除 ②パワハラに対する謝罪 ③減収分の補填	解決  (合意書 締結)	村田 小室 矢作	労働局 あっせん 不調案件
				59 1				
	元-12	労 非正規	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業 (380人)	令和元年12月16日 令和2年1月30日	①不当解雇に対する解決 金の支払い	解決  (合意書 締結)	村田 小室 矢作	
				46 1				
	元-13	労 正規	卸売業・小 売業 (240人)	令和元年12月17日 令和2年1月6日	①名誉棄損による精神的 損害に対する解決金の支 払	打切り  (不応諾)	村田 小室 矢作	労働局 あっせん 不調案件
				21 0				
元-14	労 非正規	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業 (18人)	令和元年12月17日 令和2年1月10日	①パワハラによる精神的損 害に対する解決金の支払 い及びパワハラ加害者に 対する指導	打切り  (不応諾)	村田 小室 矢作	労働局 あっせん 不調案件	
			25 0					
元-15	労 非正規	職業紹介 ・労働者 派遣業 (9人)	令和元年12月19日 令和2年2月18日	①未払賃金の支払い及び 有給休暇の買い取り	解決  (合意書 締結)	村田 小室 矢作		
令和2	R2-1	労 正規	複合サー ビス事業 (192,889人)	令和2年1月14日 令和2年2月14日	①減給処分の撤回 ②局長からの謝罪 ③心身共に多大な苦痛 を負わされた被害に対 する補償として、今まで に減給された金額の支 払	打切り  (不応諾)	村田 持田 矢作	
				32 0				
R2-2	労 正規	製造業 (38人)	令和2年1月27日 令和2年3月2日	①和解金の支払	取下げ	村田 小室 矢作	労働局 あっせん 不調案件	
				36 0				



第33表 個別的労使紛争あっせん事件一覧

年	事件番号	申請者区分 雇用形態	業種 (従業員数)	申請日 終結日	あっせん事項	終結 状況	あっせ ん員	備考
				所要日数 あっせん回数				
令和 2	R2-3	労 非正規	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業 (70人)	令和2年3月4日 令和2年6月17日	①補償金の支払及び謝 罪	解決  (合意書 締結)	村田 小室 矢作	
				106 1				
	R2-4	労 正規	生活関連 サービス 業 (4,165人)	令和2年3月24日 令和2年6月4日	①補償金の支払、又は、 特別休暇の復活	取下げ	村田 小室 矢作	
				73 0				
	R2-5	労 非正規	食料品製 造業 (50人)	令和2年3月26日 令和2年5月20日	①解雇撤回	打切り  (不応諾)	村田 小室 矢作	
				56 0				
	R2-6	労 非正規	職業紹介 ・労働者 派遣業 (300人)	令和2年7月13日 令和2年7月22日	①離職理由の変更	打切り  (不応諾)	村田 小室 矢作	
				10 0				
	R2-7	労 非正規	食料品製 造業 (1,040人)	令和2年7月27日 令和2年10月6日	①解雇撤回 ②有給休暇未消化分の 支払	解決  (合意書 締結)	村田 小室 矢作	労働局 あっせん 不調案件
72 1								
R2-8	労 非正規	その他の サービス 業 (40人)	令和2年9月30日 令和2年10月15日	①勤務日を増やすこと	打切り  (不応諾)	村田 小室 矢作		
			16 0					
R2-9	労 非正規	保険業 (71,871人)	令和2年10月8日 令和2年10月19日	①退職届を書かされたこ とによる、経済的・精神 的損害として補償金の支 払	打切り  (不応諾)	村田 小室 矢作	労働局 あっせん 不調案件	
			12 0					

第33表 個別的労使紛争あっせん事件一覧

年	事件番号	申請者区分 雇用形態	業種 (従業員数)	申請日 終結日	あっせん事項	終結 状況	あっせ ん員	備考
				所要日数 あっせん回数				
令和2	R2-10	労	建設業	令和2年11月12日	①不当解雇に伴う金銭和解	係属中	村田 小室 矢作	
		正規	(16人)	—				
				—				
	R2-11	労	卸売業・小売業	令和2年12月9日	①業務遂行中の駐車違反金は会社負担とすること ②本人の同意なしに、又就業規則等に規定なしに給与天引きしないこと ③いじめ、脅し、嫌がらせ、パワハラの根絶	係属中	村田 小室 矢作	
		正規	(4,934人)	—				
				—				
R2-12	労	社会保険・社会福祉・介護事業	令和2年12月24日	①解雇予告金及び解決金の支払	係属中	村田 小室 矢作		
	正規	(45人)	—					
			—					



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」



彩の国  
埼玉県

埼玉県労働委員会